

国名
チェコ共和国
在外公館名
在チェコ日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月31日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
<input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ 短期の滞在のために、医療用の麻薬及び向精神薬を含め、医薬品を自己の疾病の治療で携帯して入国することは可能とされているが、チェコ語又は英語による医師作成の処方箋・薬の使用指示書の持参が望ましい。</p> <p>○ 持ち込む医薬品の量は、滞在日数分に限られる。</p> <p>○ 長期滞在の場合はチェコ共和国において、医師から医薬品の処方せんを受ける必要がある</p> <p>○ チェコ国内に必要な薬がなく、第三国（EU 以外の国）から輸入する必要がある場合は、チェコ国内の病院を通じて輸入する必要がある。</p> <p>○ 医薬品の個人輸入は不可。</p>
渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ
なし
参考情報